

(仮訳)

**貸出金の会計処理および開示についての
健全な実務のあり方**

バーゼル銀行監督委員会

バーゼル
1999年7月

バーゼル銀行監督委員会・会計タスクフォース

議長

Prof. Dr Arnold Schilder
De Nederlandsche Bank,
Amsterdam

前議長

Mr. Nick Le Pan
Office of the Superintendent of Financial
Institutions, Ottawa

Commission Bancaire et Financière, Brussels

Mr Marc Pickeur

Office of the Superintendent of Financial
Institutions, Ottawa
Commission Bancaire, Paris

Ms Donna Bovolaneas
Mr David Robertson
Mr Philippe Bui

Deutsche Bundesbank, Frankfurt am Main

Mr Karl-Heinz Hillen

Bundesaufsichtsamt für das Kreditwesen, Berlin

Mr Ludger Hanenberg

Banca d'Italia, Rome

Mr Carlo Calandrini

日本銀行、東京

秀島 弘高
太田 浩

金融監督庁、東京

平田 聡

Commission de Surveillance du Secteur Financier,
Luxembourg

Ms Isabelle Goubin
Mr Guy Haas

De Nederlandsche Bank, Amsterdam

Mr Jacques Peters
Mr André Van Dorssen

Finansinspektionen, Stockholm

Mr Bengt-Allan Mettinger

Eidgenössische Bankenkommission, Bern

Mr Andreas Bühlmann

Financial Services Authority, London

Mr David Swanney

Board of Governors of the Federal Reserve System,
Washington, D.C.

Mr Gerald Edwards

Federal Reserve Bank of New York

Mr Stefan Walter

Office of the Comptroller of the Currency,
Washington, D.C.

Mr Zane Blackburn

Federal Deposit Insurance Corporation, Washington, D.C. Mr Robert Storch

European Commission, Brussels Mr Patrick Brady

Secretariat of the Basel Committee on Banking Supervision, Bank for International Settlements Mr Magnus Orrell

本ペーパーは、米国通貨監督庁の Ms. Susan Krause が議長を務める、バーゼル委員会の透明性小委員会から有益なコメントを受けた。

目 次

	頁
エグゼクティブ・サマリー	1
健全な実務のあり方のリスト	3
第 章 はじめに	7
(a) 目的	8
(b) 範囲	10
(c) 背景	12
(d) ペーパーの概要	15
(e) 用語	16
第 章 健全な会計処理の基盤	19
第 章 貸出金の会計処理	24
(a) 認識、認識の中止、測定	24
(b) 減損 認識と測定	26
(c) 引当金総額の適切性	35
(d) 収益の認識	37
第 章 パブリック・ディスクロージャー	41
(a) 会計方針と実務	43
(b) 信用リスク管理	44
(c) 信用エクスポージャー	45
(d) 与信の質	47
第 章 監督当局の役割	50
第 章 新たな論点	52
(a) 公正価値会計と情報開示	52
(b) 信用リスクに対する引当の新たなアプローチ	53
付属資料：対照表 - 国際会計基準	55

貸出金の会計処理および開示についての 健全な実務のあり方

1999 年 7 月

エグゼクティブ・サマリー

本ペーパーは、貸出金の認識や測定、貸倒引当金の計上、信用リスクの開示、およびそれらに関連する事項について、銀行および銀行監督当局に指針を提供するものである。本ペーパーには、銀行の健全な貸出金の会計処理と開示の実務に関する銀行監督当局の考え方が示されている。また、本ペーパーは、監督当局がこれらの分野における銀行の方針・実務を評価する際の基本的な枠組を提供するものでもある。会計基準設定主体にとっても一助となり得よう。

銀行の貸出業務とそれに伴う信用リスクに関する会計および開示については、バーゼル委員会をはじめ、様々な国際的な団体が改善を呼び掛けてきた。会計処理全般について言えることであるが、特に貸出金の会計処理は、財務報告や監督上の報告、およびそれらに関連する自己資本の算定の正確性に大きな影響を及ぼし得る。また、健全な会計・開示実務は、金融機関に対して実効的な監督や市場規律を機能させるために必要な透明性の向上を確保するうえで不可欠な要素でもある。バーゼル委員会に加え、G7 蔵相会議、G10 中央銀行総裁会議、および国際通貨基金・世界銀行といった国際金融機関も、この分野における前進を呼び掛けてきた。

本ペーパーはまず、貸出金に関する会計と開示の健全な実務について検討を

行うに当たってのバーゼル委員会の全般的な目的を示している。そして、主要な用語を概説し、本指針を信用リスク管理のプロセスと結び付けている。続いて、貸出金の当初の認識と測定、当初認識以降の減損債権の測定、貸倒引当金の計上や、収益の認識といった貸出金の会計処理に関する主要な論点について、健全な実務のための指針を提示する。さらに、本ペーパーは、貸出ポートフォリオの信用リスクに焦点を当て、健全な開示のあり方を示す。また、銀行における資産内容の管理や貸倒引当金の適切性を評価するうえでの監督当局の役割についても触れている。

貸出金の会計処理および開示についての監督当局の主たる関心は、a) 各銀行の貸倒引当金を決定するプロセスの適切性、b) 貸倒引当金の総額の適切性、c) 判明した損失の個別引当金または償却による適時の認識、d) 適時かつ正確な信用リスクの開示、である。

本ペーパーの公表は、実効的な銀行監督と安全かつ健全な銀行システムを促進するための当委員会による長年に亘る作業の一環である。本ペーパーは、銀行の貸出業務とそれに関連する信用リスクの会計と開示の分野で「バーゼル・コア・プリンシプル」を補完するものである。本ペーパーに示されたガイドラインが国際的に適用されれば、G10 および非 G10 諸国双方において、健全なリスク管理実務と統合的な銀行の会計方針と実務の強化に貢献するとともに、そうした方針と実務の銀行間および国家間での統一を促進することになる。

健全な実務のあり方のリスト

健全な会計処理の基盤

- 1) 銀行は健全な信用リスク管理システムを採用すべきである。
- 2) 減損の認識と測定に係る経営陣の判断は、一貫性・健全性といった原則を反映し、文書化された方針と手順に則って行われるべきである。
- 3) 会計処理の方針・手続きの選択・実施は、基本的会計概念に従うべきである。

貸出金の会計処理

認識、認識の中止、測定

- 4) 銀行は、自ら実施した貸出であれ購入した貸出であれ、当該貸出の契約規定の当事者となった時点では常に、そしてその時点でのみ、貸借対照表上にこれを認識すべきである。
- 5) 銀行は、貸出（または貸出の一部）を構成する契約上の権利に対する支配力を失った場合には常に、そしてその場合にのみ、該当する貸出金（または貸出金の一部）を貸借対照表から取り外すべきである。銀行がこのような支配を失うのは、契約に定められた受益権を実現した場合、権利が失効した場合、あるいはこれらの権利を手放した場合である。
- 6) 銀行は、当初は貸出金を原価で測定すべきである。

減損 認識と測定

- 7) 銀行は、個別の貸出金または集散的に査定を行っている貸出金グループに

ついて、期日を迎えた金額を全額約定通りに回収することができないことが確かになった場合、もしくは回収し得る合理的な保証が最早なくなった場合、減損を識別し、認識すべきである。減損は、引当または償却によって貸出金の簿価を引き下げるとともに、減損が発生した期の損益計算書に損失を計上することによって認識すべきである。

- 8) 銀行は、減損債権を予想回収可能額により測定すべきである。

引当金総額の適切性

- 9) 個別および一般引当金の総額は、貸出ポートフォリオから生じると推計される貸倒損失を吸収するに十分な水準であるべきである。

収益の認識

- 10) 銀行は、減損していない貸出金からの利息収入は、実効金利法により発生主義で認識すべきである。
- 11) 銀行は、貸出金に減損が認められる場合は、契約条件にしたがった未収利息の資産計上は中止すべきである。

パブリック・ディスクロージャー

- 12) 銀行の年次報告書における開示は、重要性の概念に基づき銀行業務の規模や特性に適合すべきである。

会計方針と実務

- 13) 銀行は、貸出金を会計処理するために使用している会計方針、実務、および手法に関する情報を開示すべきである。
- 14) 銀行は、個別および一般引当金額を決定する際に用いる会計方針と手法に

関する情報を開示し、用いている主要な前提について説明すべきである。

信用リスク管理

- 15) **銀行は、信用リスクの管理とコントロールについての方針と実務に関する定性的情報を開示すべきである。**

信用エクスポージャー

- 16) **銀行は、主要な借手カテゴリー別に貸出金についての情報を開示すべきである。**
- 17) **銀行は、地域別に貸出金の分布状況についての情報を開示すべきである。**
- 18) **銀行は、信用リスクの大幅な集中についての情報を開示すべきである。**
- 19) **銀行は、求償取極 (recourse arrangements) に基づいて負っている契約上の義務、および同取極の下で見込まれる損失に関する概要情報を開示すべきである。**

与信の質

- 20) **銀行は、主要な借手カテゴリー別に減損債権、延滞債権、およびそれぞれのカテゴリーに対して計上している個別・一般引当金の額を開示すべきである。**
- 21) **銀行は、減損・延滞債権の、地域別情報、および実務的に可能であればそれらに関連する個別・一般引当金の額を開示すべきである。**
- 22) **銀行は、貸出金の減損に対する引当金の変動要因を開示すべきである。**
- 23) **銀行は、与信の質が低下したために、原契約に基づく未収利息の資産計上を中止した貸出金の残高を開示すべきである。**
- 24) **銀行は、当年中に条件変更された問題債権に関する概要情報を開示すべき**

である。

監督当局の役割

- 25) 銀行監督当局は、貸出金の質の査定に係る銀行の方針と実務の有効性を評価すべきである。
- 26) 銀行監督当局は、銀行が諸種の引当金を算出する際に用いている手法が、適切な方針と手続によって、合理的でしかも十分に慎重な測定結果を適時にもたらしていることを確認すべきである。

貸出金の会計処理および開示についての 健全な実務のあり方

1999 年 7 月

はじめに

1. バーゼル銀行監督委員会¹より公表される本ペーパーは、貸出金の認識と測定、貸倒引当金の計上、信用リスクの開示、およびそれらに関連する事項について指針を提供するものである。本ペーパーには、銀行の健全な貸出金の会計処理と開示の実務に関する銀行監督当局の考え方が示されている²。また、本ペーパーは、監督当局がこれらの分野における銀行の方針・実務を評価する際の基本的な枠組を提供するものでもある。
2. バーゼル委員会は会計基準設定主体ではないため、そのメンバー機関は各国の会計基準設定主体と緊密に作業を行っており、バーゼル委員会自身としては国際会計基準委員会（IASC）と共に、各国国内および国際的な会計基準の開発において、健全性の問題に適切な配慮がなされることを促進するために活動している。バーゼル委員会は、会計基準を国際的に調和させ、改善するための努力を支持する³。当委員会は、この健全な実務に関する当文書の指

¹ バーゼル銀行監督委員会は、1975年にG10諸国中央銀行総裁により設立された銀行監督当局の委員会である。同委員会は、ベルギー、カナダ、フランス、ドイツ、イタリア、日本、ルクセンブルグ、オランダ、スウェーデン、スイス、英国及び米国の銀行監督当局ならびに中央銀行の上席代表者により構成される。委員会は通常、常設事務局が設けられている国際決済銀行（バーゼル）において開催される。

² 本ペーパーに示された指針は、大規模な貸出業務を行っている銀行以外の金融機関、及びその監督当局にとっても有用であり得る。

³ 1998年10月のG7諸国の蔵相及び中央銀行総裁の要請に従い、バーゼル委員会は銀行監督当局の観点から、IASCが公表した国際会計基準の検証（review）を実施中である。この

針は、いくつかの分野において IASC や一部の国の会計基準設定主体が公表した指針よりも踏み込んだものとなっていることを認識しており、その一例はパブリック・ディスクロージャーである⁴。このため、本ペーパー中の健全な実務のいくつかについては、段階的な導入が適当である国もあろう。当委員会は、本ペーパーで提示された補足的な指針は、貸出金の会計処理や関連する開示についての健全な実務を明確にするのに極めて重要であると考えます。

(a) 目的

3. 貸出金の会計処理および開示を対象とした本ペーパーの公表の主たる目的は、実効的な銀行監督および銀行に対する市場規律を促進することである。このために、本ペーパーは、

- 1) 銀行および監督当局に対し、健全な貸出金の会計処理や開示実務⁵に関する指針を提供し、
- 2) 健全なリスク管理実務と統合的な、G10・非 G10 諸国双方の銀行の貸出金の会計処理および開示に関する方針・実務の向上を促し、
- 3) 貸出金の会計処理および開示に関する方針・実務の銀行間ならびに国家間の統一を促進する。

4. 本ペーパーに述べられているガイドラインが拠って立つ原則は、「会計方針・実務は、貸出資産および収益が公正かつ健全に示され、その結果自己資

観点から重要な会計基準は、国際会計基準 (IAS) 第 39 号「金融商品 - 認識及び測定」である。この検証作業は現在も継続中であり、このためバーゼル委員会は、監督上の目的等で国際会計基準を銀行が使用することを支持する立場にはまだない。

⁴ 例えば、IAS 第 30 号「銀行業及び類似する金融機関の財務諸表における開示」は 1990 年に公表された。その後、信用リスク管理実務は大きく発展してきている。したがって、本ペーパーが提示するのは、銀行に適用できる国際会計基準への補足として勧められるものである。

⁵ 本ペーパーは会計基準設定主体にとっても有益であり得よう。

本が正確に測定されることを確保するものでなければならない」というものである。多くの点において、本ペーパーには、既に多くの国で広く受け入れられている原則が述べられている。しかしながら、バーゼル委員会は、本ペーパーは銀行の貸出業務に係る会計と開示の基準を改善する要請に対応することによって、有用な役割を果たすことができると考えている。

5. 本指針は、監督当局の貸出金の会計処理および開示についての4つの主要な関心事項は、a) 各銀行の貸倒引当金を決定するプロセスの適切性、b) 貸倒引当金の総額の適切性、c) 個別引当または償却により、判明した損失を適時に認識すること、d) 適時で正確な信用リスクの開示、であることを強調している。

6. 本ペーパーの公表は、実効的な銀行監督と安全かつ健全な銀行システムを促進するための当委員会による長年に亘る作業の一環である。当委員会は、「バーゼル・コア・プリンシプル⁶」において、実効的な銀行監督システムの最低条件を定義するとともに、金融市場の安定性増進に向けた対応について論じた。本ペーパーは、コア・プリンシプルの一部について論を深めたものである。それらのプリンシプルは、銀行監督当局に対し、以下の諸点を確実にすることを求めるものである。

- ・「銀行は、資産内容、および貸倒引当金・貸倒準備金の充分性を評価するための適切な方針、実務、および手順を設定し、それを守っていること」(プリンシプル8)⁷
- ・「各銀行は、統合的な会計方針や手続きに沿って適切な記録を保持し

⁶ 「実効的な銀行監督のためのコアとなる諸原則」は、世界中の銀行監督当局との協議を経て、1997年9月にバーゼル委員会より公表された。

⁷ 第 4 章 (e) において論じられているとおり、本ペーパーでは「準備金 (reserve)」に代えて「引当金 (allowance)」という語を用いる。これは、貸出の減損に係る用語として、多くの会計士が概念上の理由から前者の使用を避けていることによる。

ており、これによって監督当局は、銀行の財政状態や業務の収益性を正確かつ公正に把握することができること」(プリンシプル21の第1項)

- ・「銀行は、自行の財政状態を公正に反映する財務諸表を定期的に公表していること」(プリンシプル21の第2項)

(b) 範囲

7. 本ペーパーはバーゼル・コア・プリンシプルの一部について敷衍したものであるため、全ての銀行が対象となる。しかしながら、本指針を適用する方法は、個々の銀行の業務の範囲と複雑度に依存する。

8. 本ペーパーは、銀行勘定に保有されている貸出金の信用リスクに係る会計と開示に関する実務に焦点を当てたものとなっている⁸。したがって、本ペーパーはトレーディング目的で保有されている貸出金の会計処理の健全な実務を論じるものではない。勿論、信用リスクは貸出以外の業務にも付随するものである。他の銀行業務(例えばトレーディングやデリバティブ業務)に関連する信用リスクに対する引当金の測定・計上は原則として本ペーパーの対象外であるが、バーゼル委員会は、銀行はこれらの分野における信用リスクを適切に測定・管理し、財務諸表上に開示すべきである⁹。本ペーパー

⁸ 貸出金に係る損失は、当然ながら信用リスク以外の原因によっても発生し得る。例えば金利ポジションのミスマッチなどである。ただし、本ペーパーが主に取扱うのは、信用リスクから生じる問題である。

⁹ 1999年2月、バーゼル委員会は、証券監督者国際機構(IOSCO)の専門委員会と共同で「銀行と証券会社のトレーディングおよびデリバティブ取引のパブリック・ディスクロージャーに関する提言」を含む市中協議ペーパーを公表した。また、ユーロカレンシー常設委員会の「金融仲介機関によるマーケット・リスク及び信用リスクのパブリック・ディスクロージャーに関する討議用ペーパー」(1994年4月)には、金融機関のトレーディング及びデリバティブ業務の開示に係る提言が示されている。1999年7月に、バーゼル委員会は市中協議ペーパー「信用リスクのディスクロージャーに関する最善の実務」を公表した。

に述べられている原則の多くは、これらの会計と開示に係る問題においても、銀行とその監督当局の助けとなろう。

9. 多くの国において、会計方針は多かれ少なかれ税制に対する配慮により影響される。例えば、バーゼル委員会メンバー国の多くにおいて、個別引当金または償却は当該年度中に損金算入される。税制上の取扱いの統一は本ペーパーの対象外であるが、重要なことは、税制上の取扱いが適時で適切な貸倒引当金の繰入れを行わないインセンティブを生み出さないことである。
10. バーゼル委員会は、本ペーパーで述べるテーマに密接に関連して多くの問題があることを認識している。このような問題の中には、貸出金の分類や、信用供与に代替する取引（保証・信用状等）、貸出金譲渡における残存権利・義務（証券化におけるリコース義務等）、信用リスクの再分配（クレジット・デリバティブや信用保険等）、カントリー・リスクなどに関連する会計上の問題がある。バーゼル委員会は、方針や実務の向上を促進する作業計画の一環として、これらや他の分野に関しても健全な実務を作成することが望ましいかどうかを検討する予定である。
11. 当委員会は、一部の銀行で信用リスク・モデルに依拠する引当手法が探究されていることを認識している。このような貸倒引当は、過去の損失データや、金融機関が将来損失の予測を引き出せるような他の要素の統計的な分析に基づいている。この手法による引当は、多くの金融機関の財務会計で現在用いられているものとは相当程度異なっている。これらの新しいアプローチは、本ペーパーの末尾、第 章（b）で簡潔に触れられている。当委員会は、これらの進展やそこから提示される論点を、今後も検討の対象とし続ける。
12. バーゼル委員会は、信用リスクの分野において、関連する多くのテーマに

ついて個別にペーパーを作成してきている。1999年4月には、当委員会は信用リスク・モデルに関するペーパー（「信用リスク・モデル：現状とその活用」）を公表したが、これは信用リスク・モデルの現状と問題点について議論している。1999年7月には、当委員会は信用リスク管理についての市中協議ペーパー（「信用リスク管理の諸原則」）を公表したが、このテーマには様々な要素が絡んでおり、その中では会計方針は重要な役割を担っている。同時に、当委員会は信用リスク・ディスクロージャーに関する市中協議ペーパー（「信用リスクのディスクロージャーに関する最善の実務」）を公表し、貸出業務における信用リスクだけでなく、トレーディング、投資、流動性／資金調達管理、資産管理業務等、その他の銀行業務における信用リスクにも焦点を当てて、本ペーパーのディスクロージャーの指針を補完している。

（c）背 景

13. バーゼル委員会は国際的な会計基準設定主体ではないものの、銀行監督当局は、銀行が健全な会計原則・実務を採用し、適切な開示を行うことについて、その立場上当然のこととして関心を有する。一般に、銀行監督当局は当局が徴求する報告書に係る基準や自己資本規制を含む監督指針を提示している。一部の地域においては、銀行監督当局は会計原則・実務を決定する権限を有していない。一方、銀行監督当局が会計基準や会計指針を提示したり、銀行の公表財務諸表や当局が使用する健全性報告に「一般に公正妥当と認められた会計基準」を適用する際の細則を定めたりする国もある。会計処理全般について言えることであるが、特に貸出金の会計処理は、財務報告や監督上の報告、およびそれらに関連する自己資本の算定の正確性に大きな影響を及ぼし得る。

14. 貸出金の測定、貸倒引当金の計上、および信用リスク・エクスポージャー

に係る一段の調和化と透明性の強化に対しては強い関心が寄せられている。バーゼル委員会のみならず、G7 蔵相会議、G10 中央銀行総裁会議、および国際通貨基金・世界銀行といった国際金融機関も、この分野における前進を呼び掛けてきた。

15. 全ての監督当局には、それぞれの国における現行の規制や提言を本ペーパーに提示された指針に照らして見直し、適宜、それぞれの国のシステムに最も適合する方法で各国の規制を修正することが奨励される¹⁰。また、現行の国内ルールの下では貸倒引当金や信用リスク・ディスクロージャーが十分な水準にならない国では、監督当局が会計または開示に係るルールの強化を提案したり、例えば自己資本規制や監督上の報告に係る特別な監督指針の導入を検討したりすることも考えられる。監督当局は、各国の会計基準が適切なものであることを確保するため、可能であれば会計基準の策定に関わるべきである。

16. **会 計**： 銀行の貸出業務に係る適切な会計方針と実務は、銀行による健全で有効な信用リスク管理プロセスの不可欠な一要素である。過去の実績が示すとおり、銀行破綻の原因として圧倒的に共通しているのは、与信の質および信用リスク管理面の問題である。与信の質の悪化を適時に判別・認識し損ねると、問題は悪化したり長期化したりする恐れがある。与信の質の悪化が適時に判別され、適切な引当金の計上や償却により損失が認識されなければ、銀行はリスク度の高い貸出戦略・実務に固執し、多額の貸倒損失を累積させ、破綻に到るかもしれない。したがって、安全性と健全性の観点から、銀行監督当局にとっては、銀行の用いる会計原則が資産、負債、資本、デリバティブ契約、オフバランスシート・コミットメント、およびそれらに関連

¹⁰ 本ペーパーに提示されている健全な実務を補完するものとして、より詳細な指針を提示することを望む監督当局もあろう。

する損益の健全かつ現実的な評価を反映するものであることが重要である。自己資本規制は貸倒損失に対してある程度のクッションを設けるが、根底にある会計方針が脆弱であれば、結果として示される自己資本の状況は過大評価される可能性が高い¹¹。このように、不適切な会計処理は、自己資本規制の有用性を損ね、銀行による信用リスク・エクスポージャーの適切な評価ならびに健全な管理・統制を阻害することとなる。さらに、会計手法の大幅な相違は競争条件の不平等化の要因ともなり得る。

17. **開示**：健全な会計基準はまた、十分な透明性を実現するため、すなわち、市場参加者や他の情報利用者が銀行の財政状態や経営成績、業務活動とそれらの活動に関連するリスクを正確に評価することを可能とする信頼性のある情報を公開するためにも必要である¹²。健全な会計原則と内部管理システムに裏打ちされた信頼性の高い情報が公開されれば、市場規律が促進され、銀行システムに対する信認が強まる。反対に、開示が不十分であれば、ミスリーディングな情報が市場を不安定化させる機会が増加する。会計と開示に関する健全な実務は、市場規律を促進することにより、銀行や他の市場参加者に対して健全なリスク管理実務および内部統制を維持することを促す監督当局の努力を補強する。G10 諸国においても非 G10 諸国においても、銀行の貸出業務の信用リスクについて、透明度を高める余地があることを過去の経験が示している。透明性を向上させる上で、監督当局や他の公的な政策当局は、パブリック・ディスクロージャーはコストを伴い、一定の状況下では潜

¹¹ バーゼル自己資本合意においては、信用リスクとマーケット・リスクに対してリスク・ウェイトを用いる方式により銀行の最低所要自己資本が算出される。原則として、個別貸倒引当金はリスク・ウェイトされた金額を削減する一方、個別・一般貸倒引当金はいずれも損益勘定に費用計上され、株主資本を減少させることから、tier1 資本の減少要因となる。自己資本合意においては、一般貸倒引当金は、個別・グループを問わず特定の資産の評価において識別された悪化を反映していない限りにおいて、リスク・アセットの 1.25% を上限に tier2 資本に算入することができる。

¹² バーゼル委員会は、1998 年 9 月に公表したペーパー、「銀行の透明性の向上について」の中で、銀行の開示に係る一般的な提言を行っている。

在的な欠点を持ち得るということを考慮する必要がある¹³。しかしながら、このことにより、ディスクロージャーが銀行に対し、健全かつ効率的に業務を続けるインセンティブを与えるという命題が否定されるわけではない。

18. 各国および国際的な会計基準設定主体の間で、貸出金を含む金融商品の会計を如何に調和させ、改善させられるかが話し合われていることは知られている。例えば、IASC および数々の国の会計基準設定主体が、金融資産・負債の認識と測定に係る諸問題を検討する長期プロジェクトに共同で取り組んでいる¹⁴。
19. バーゼル委員会は、銀行の安全性と健全性、および金融システムの安定性を促進するという監督当局の使命に影響がある範囲において、会計と開示に係る事項を検討の対象とし続ける。当委員会は、銀行に係わる会計基準の改善および調和を促進するため、会計基準設定主体と協力する意向にある。

(d) ペーパーの概要

20. 本ペーパーは、第 4 章において会計および信用リスク管理に関する基本的な考察を簡単に述べ、第 5 章において、貸出金の測定、貸倒引当金の計上、および貸出金の会計処理に関わるその他の事項における健全な実務について敷衍する。第 6 章では、貸出業務および信用リスクに係る健全な開示実務について述べる。第 7 章では、銀行の貸出金に係る銀行の会計方針および実務

¹³ 例えば、ある銀行が脆弱な状態にあると気付いた場合、市場は預金者保護及びシステミック・リスクの防止に責任を負う当局の立場からは望ましいと考える以上に厳しく反応するかもしれない。一方で、監督当局は、適時で信頼できる情報が欠如していることに対する市場の反応を考慮に入れる必要がある。

¹⁴ IASC は 1997 年 3 月に討議用資料「金融資産・負債の会計」を公表した。金融商品の認識と測定に関する暫定的な国際会計基準 (IAS 第 39 号) は、IASC 理事会により 1998 年 12 月に採択された。

の評価を行うに当たっての監督当局の役割を取り上げる。第 4 章では、公正価値会計、新しい貸倒引当のアプローチといった最新の話題を取り上げる。

(e) 用 語

21. 貸出金の会計処理と開示に係る国際的な議論を行う場合、国によって用語が異なることから誤解が生じる惧れがある。本ペーパーでは、以下のとおり一貫した用語を用いることとする。

・ **貸出金** (loan) とは、貸手から借手に現金その他の資産を引き渡し、これと引き換えに、指定された日 (単一または複数) もしくは要求があった時点で、通常は利息を付して、返済を実行するという債務契約より生じた金融資産を意味する。貸出金には以下のものが含まれる。

a) 消費者割賦信用、当座貸越、クレジットカード・ローン

b) 住宅抵当貸出

c) 非個人向け貸出 (商業不動産貸出、プロジェクト融資、企業・金融機関・政府・政府機関向け貸出等)

d) 直接ファイナンス・リース

e) その他実質的に貸出金の性格を有する金融取極

・ 貸出金または貸出金グループの **帳簿上の投資額** (recorded investment) とは、額面または元本に、支払による元本の減少、未収利息、償却、未償却のプレミアムまたはディスカウント (すなわち取得コストと元本の差額)、および未償却の貸出手数料・経費を反映する調整を加えたものである。

・ 貸出金または貸出金グループの **簿価** (carrying amount) とは、当該貸出金または貸出金グループの貸借対照表上のネット額、すなわち、帳簿上の投

資額から個別および一般貸倒引当金を差し引いた額である¹⁵。

- ・貸出金の**減損** (impairment) とは、単一または複数の貸出金の与信の質が低下し、当該銀行が、貸出約定に定められた条件通りに期日を迎えた金額を全額を回収することができないことが確かになった、もしくは回収し得る合理的な保証が最早なくなった状態を指す¹⁶。
- ・貸出金の減損に対する**引当金** (allowance)¹⁷とは、貸出金または貸出金のグループの帳簿上の投資額を、貸借対照表上の簿価まで引き下げる金額である。
 - ・**個別引当金** (specific allowance) とは、個々の貸出金に対して識別された損失に対して計上される引当金を意味する¹⁸。
 - ・**一般引当金** (general allowance) とは、存在していることがわかっているものの、未だ個々の貸出金に帰することができない潜在的な損失に対する引当金を意味する¹⁹。

¹⁵ 殆どの国では、貸出金は引当金を差し引いたネット・ベースで貸借対照表の資産サイドに示される。しかしながら、一部の国では、資産サイドには帳簿上の投資額が示され、貸倒引当金は負債サイドに示される。

¹⁶ 会計指針が、これら二つの減損審査の基準(「回収することができないことが確かになった」と「回収し得る合理的な保証が最早なくなった」)のうち、どちらか一方を用いるべきと規定している場合があることは認識されている。例えば、「確からしさ」基準(probability test)はIAS第39号や米国財務会計基準審議会(FASB)の財務会計基準書第5号及び第114号において規定されており、一方「合理的保証」基準(test of “reasonable assurance”)は、カナダ勅許会計士協会(CICA)ハンドブックの§3025.03や英国銀行協会の公表した指針で用いられている。返済に僅かな延滞や僅かな支払金額の不足があったとしても、延滞期間中に貸手が正当な根拠をもって全額回収を予想している限り、必ずしも減損とはならない。

¹⁷ 引当金は、provision または valuation reserve と称されることもある。但し、一部の会計士は、貸出資産の価値調整の累積額に対して provision や reserve という用語を用いることを不適當と考えていることを銘記しておく必要がある。例えば、IASCは、provision を負債の一種と定義し、reserve を株主資本の一部と定義している(IASC「財務諸表の作成と表示に関する枠組み」)及びIAS第37号「引当金、偶発負債及び偶発資産」)。

¹⁸ 実務的には、共通の特徴を持ち(例えば、クレジットカード残高)、集合的に査定される少額貸出のプールに対する個別引当は、個別の貸出毎に損失を識別して引当を行うことの代替として、一定の数式を用いて算出された額を計上してもよい。

¹⁹ 一部の国では、貸出ポートフォリオに潜在する損失額を推計する際、一部の貸出(一般に残高の大きい貸出)については個別に、その他(一般に残高の小さい貸出)についてはプール・ベースで回収可能性を判断する。

- ・ **償却** (charge-off **または** write-off)は、帳簿上の貸出金の投資額を減少させ、また、既に引当が行われている場合には引当金残高をも減少させる²⁰。償却は貸出金の全額もしくは一部が回収不能と看做される場合、またはそれ以外に回収の現実的な見通しがない場合に実施される。
- ・ 借手の財務上の困難に関連する経済的または法律的理由により、他の状況においては考慮しないような譲歩を貸手が借手に与えた場合、こうした貸出金は**条件変更問題債権** (restructured troubled loan)である。
- ・ 貸出金の**実効金利** (effective interest rate)とは、当該貸出金に内在する収益率、すなわち、貸出残存期間中の契約上のキャッシュフローを当該貸出金の原価と同額とするよう割引くための割引率である。このために、契約上の金利は一般的に、本質的に利息に類似している（例えば、時間ベースで計算される、貸出金額に比例する等）ような全ての正味繰延手数料または費用、および貸出金の組成時または購入時に存在する全ての割引率またはプレミアムで調整される。

²⁰ 償却のタイミングは、法律上、税制上その他の理由により国毎にかなり異なる。一部の国では、個々の貸出金に対し、個別引当金を計上するかわりに償却を行う。その場合も、債務者は償却額について引続き返済義務を負っており、銀行は貸出償却額を備忘記録として残しておくべきである。

健全な会計処理の基盤

- 1) **銀行は健全な信用リスク管理システムを採用すべきである。**
22. リスクを管理・統制するための方針と実務が有効であるか否かは、健全な手法で適時に会計処理と評価が行われているか否かに本質的に関連している。
23. 銀行が貸出金を健全に評価し、適切な引当金の額を判断することができるために特に大切なことは、自ら設定したものであれ監督当局により設定されたものであれ、リスク度に応じて全ての貸出金を分類するための信頼性の高いシステムを保有していることである。信用リスク分類システムには、信用の様々な低下度合を示すカテゴリーまたは呼称、例えば、「標準以下 (substandard loans) 」、「疑問 (doubtful loans) 」、「回収不能 (irrecoverable loans) 」などが設けられよう。通常のカテゴリシステムは、借手のその時点の財政状態および支払能力、担保の時価および実現可能性、ならびに元利回収の見通しに影響を及ぼすその他の要素を考慮するものとなっている。
24. 会計処理と評価のプロセスは、当該銀行の貸出業務の規模、性質、複雑さに応じた有効な内部管理によって補完されなければならない。取締役会は、有効な内部管理システムの設置と維持について最終的な監督責任を負う。有効な内部管理システムの下では、とりわけ、貸出取引が迅速に記録され、貸出関連書類が完全に揃っており、内部の貸出金再審査手続が有効に機能し、適切な経営情報システムが整っているはずである。信用リスク管理は、適切な会計実務だけを包含しているわけではない。バーゼル委員会は、信用リスク管理の諸原則につき、別のペーパーにおいてより詳しく取り上げている²¹。

²¹ バーゼル委員会「信用リスク管理の諸原則」(1999年7月)

2) **減損の認識と測定に係る経営陣の判断は、一貫性・健全性といった原則を反映し、文書化された方針と手順に則って行われるべきである。**

25. 貸出金の減損の認識・測定は特定のルールに全面的に依存して行うことはできない。実際の評価、認識、および収益の測定は、正式に定められたルールと経営陣の判断を織り混ぜたかたちで行われる。判断は必要であるが、実際の裁量の余地は適切に限定され、経営陣により実行された手順および下された判断を明らかにするために文書化がなされるべきである。特に、以下の制約の範囲内とされるべきである。

- ・貸出金の与信の質を査定するための分析的枠組が正式に承認され、文書化されたかたちで存在し、時間を通じて一貫して適用されていること
- ・合理的で無理なく支持し得る前提に基づいた推計が行われていること
- ・経済活動全般の変化が借手に及ぼす影響についての前提は、現実的かつ保守的であること

26. 査定は、確立された方針と手順にしたがって系統的に行われるべきである。

3) **会計処理の方針・手続きの選択・実施は、基本的会計概念に従うべきである。**

27. 健全な会計原則は、一定の全般的な考え方に従った会計方針や手続きを選択・適用することを要請する。こうした全般的な指針となる原則は、会計学の文献や有力な会計基準設定主体が公表した概念書の中で明確にされている²²。また、バーゼル委員会の報告書「銀行の透明性の向上について」にお

²² 例えば、IAS 第1号「財務諸表の表示」（1997年改訂）、IASC「財務諸表の作成と表示

いても、こうした原則について論じられている。通常、これらの原則は、当該会計情報が公表財務諸表の作成に用いるためのものであるか、規制上の支払能力を計算するためのものであるか、また配当可能利益を算定するためのものであるかに拘らず、等しく適用される。また、貸出金の会計処理においても、銀行のその他の経済活動においても、等しく適用される。以下では、貸出金の会計処理に適用すべき考え方や原則の中でも、より基本的なものの一部について述べる。

28. 銀行の財務報告は、当該銀行の財政状態と経営成績の真実かつ公正な姿を伝えるもの、または、それを公正に表示するものでなければならない（**真実かつ公正な姿／公正な表示**）²³。財務報告においては、十分な開示が行われ、妥当な詳細さの情報が提供され、過度のバイアスが排除されるべきである。関係する会計基準を遵守するのみでは真実かつ公正な姿を伝えることができない、または公正な表示を行うことができない場合は、追加的な開示が行われるべきである。

29. 銀行は、会計情報の信頼性を確保できるような会計方針を選択し、適用すべきである（**信頼性**）。特に、会計情報は以下の条件を満たしているべきである。

- ・表示しようとしている事柄、または合理的に表示していると期待される事柄を忠実に表示していること
- ・事象や取引の法律形態のみならず、その経済的実態をも反映している

に関する枠組み」、CICA「ハンドブック §1000：財務諸表の概念」、英国会計基準審議会「財務報告に係る原則書」草案、FASB「財務会計の概念書第2号及び第5号」、欧州連合の会計諸指令に含まれる規定の一部。

²³ 監督当局に提出する報告もこの原則に従うべきである。しかしながら、監督上の報告は監査の対象となる財務諸表に比してより適時またはより頻繁に提出されるものであるため、監督当局は、これらの報告における会計情報の作成に当り銀行がより多くの推計を用いることを認める場合もある。

こと

- ・ 検証可能であること
- ・ 中立的であること、すなわち甚だしい誤りやバイアスがないこと
- ・ 保守的であること
- ・ 重要な側面において不足がないこと

30. 会計情報を作成・表示するに当り、銀行は、自らの業務活動を現実的に捉え、それらの活動に付随する不確実性やリスクを適切に勘案しなければならない（**健全性**）。安全性と健全性の観点に立てば、銀行の用いる会計原則は、健全かつ保守的な測定を旨とするものであることが重要である。蓋然性の高い費用や損失のうち、入手可能な情報を用いて合理的に推計することが可能なものは、全て引当の対象とすべきである。推計に際して必要となる判断には、資産・資本・収益が過大評価されたり債務・費用が過小評価されたりすることがないように、適当な注意が施されるべきである。判断は保守的かつ健全であるべきだが、これには、例えばそれが最良の推定額を反映しているわけではないにもかかわらず、幅の上限または下限を常に報告することによる資産・資本・収益の故意の過小評価や、債務・費用の故意の過大評価は含まれない。資産を過小評価したり、経過債務を過度に計上したりすることによって含み益（hidden/undisclosed reserves）を設定することは正当化されない。

31. 銀行の財務報告は、重要な項目を別々に表示または開示すべきである（**重要性**）。ある情報が省略されたり誤って伝えられたりすることによって、当該情報の利用者の判断や決定が変わったり影響を受けたりする場合、その情報は重要である。対象となる項目の性質や判断が下される状況を考慮外とすれば、金額の大きさ自体は重要性を判断する材料として一般的には不十分である。

32. 銀行は、各期を通して一貫した会計方針と手順を用い、関連する項目には一貫した測定手法・手順を適用すべきである（一貫性）。例えば会計基準設定主体が会計基準の改訂を発表した場合など、会計方針の変更が望ましいことが正当化される場合を除き、変更は行われるべきではない。但し、金融商品の活用方法が変わった場合などに、項目を分類し直すことは排除されない。
33. 銀行は、現金や現金等価物が受払いされた時点ではなく、取引や事象が発生した時点においてそれらを認識すべきであり、それらが発生した期に記録・報告すべきである（発生主義会計）。費用は発生した期に、収益は稼得された期に報告されるべきである。例えば、貸出取引の結果銀行が得た大きな額の手数料は、それが貸出金の利息収入と実質的に不可分である場合は、一般的に取引が発生した期の収益として計上すべきではなく、貸出期間に亘って繰延べ、取崩すべきである。同一期中に、収益とそれに関連する経費の差額としてネット収益を把握することができるよう、経費はそれに関連する収益に対応して報告されるべきである。
34. 最後に、銀行は、会計情報の包括性、目的適合性、および適時性を促進するような会計方針を選択し、適用すべきである。

貸出金の会計処理

35. 前章では、一般原則のうち、信用リスク管理や貸出金の会計処理にとって特に重要性の高いものについて言及した。本章では、より具体性のある健全な会計原則について概説する。

(a) 認識、認識の中止、測定

4) **銀行は、自ら実施した貸出であれ購入した貸出であれ、当該貸出の契約規定の当事者となった時点では常に、そしてその時点でのみ、貸借対照表上にこれを認識すべきである。**

36. 銀行は、貸出を構成する契約の当事者となり、その結果貸出金の元本および利息を受取る法的権利を持つと、その貸出に係る経済的利権を支配する。通常、銀行が貸出を構成する契約の当事者となる（すなわち当該貸出の法的所有権を獲得する）のは、資金を受け渡した時、または第三者に支払いを行った時である。したがって、資金の貸与に係るコミットメントはバランスシート上の資産としては認識されない²⁴。一部の法域下では、法的所有権の獲得は不連続な事象であるよりは 1 つのプロセスであると看做される。しかしながら、通常は、対価が提供されたか否か（すなわち資金の受渡しが行われたか否か）が所有権を構成する重要な要素のひとつとなる。

5) **銀行は、貸出（または貸出の一部）を構成する契約上の権利に対する支配力を失った場合には常に、そしてその場合にのみ、該当する貸出金（または貸出金の一部）を貸借対照表から取り外すべきである。銀行がこのような支**

²⁴ 但し、強制力の強いコミットメントまたは保証は信用リスクとなり得るため、場合により対応する金額を負債として報告する必要がある。一部の国では、保証の全額が貸借対照表に計上されている。

配を失うのは、契約に定められた受益権を実現した場合、権利が失効した場合、あるいはこれらの権利を手放した場合である。

37. 貸出に関わる将来の経済的利益を獲得する能力、および、それらの利益に対する第三者のアクセスを制限する能力が第三者に譲渡された場合、当該貸出に対する支配力は譲渡されたことになる²⁵。銀行または譲受人に対し、当該譲渡を無効として基本的に原状を回復することを義務付けたり経済的に動機付けたりする条項が設けられている場合は、支配力が譲渡されたとは看做されない。また、銀行が、定められた価格または定められた方法で決定される価格で、譲渡した貸出を買い取ったり償還したりする権利および義務を有し、これによって譲受人が、事実上、銀行に支払った資金の金利に相当する利回りを得ることになる場合も、当該貸出に対する支配力は譲渡されていない。銀行によるサービシング権の保持は、当該貸出に対する支配力が譲渡されたか否かを決定する要因とはならない。

6) 銀行は、当初は貸出金を原価で測定すべきである。

38. 銀行が自ら実施した貸出の場合、原価は、本質的に利息に類似している（例えば、時間ベースで計算される、貸出金額に比例する等）ような全ての正味繰延手数料または費用を調整した後の、借手に貸与された金額に等しい²⁶。第三者から取得した貸出の場合、一般的に、取得の際に支払った対価の公正価値が原価である²⁷。

²⁵ 貸出金の契約上の権利を失っているにもかかわらず、銀行が引続き保証人として振る舞う、あるいは当該貸出金に関連するリスクを保持している場合、この債務は負債として認識されるか、または偶発債務として開示されるべきである。しかし、本件は本ペーパーの範囲の対象外である。

²⁶ ただし、貸出金が現金でなく、貸出金や他の資産を借手に移転する形で実行される場合には、原価は貸出実施時におけるこれらの資産の公正価値である。

²⁷ 公正価値とは、所要の知識を有し（knowledgeable）、自由意志で行動する（willing）独立主体間で行う取引（an arm's length transaction）において、資産が交換されたり負債が決済されたりする際の金額を意味する。独立主体間取引とは、無関係な主体同士がそれぞれ自

(b) 減損 認識と測定

39. 貸出金の減損の認識・測定に係る健全な実務について議論する前に、引当金の計上の背後にある哲学が幾つかの基本的な点において国毎に異なるということは銘記しておくべきである。
40. 一部の国では、貸倒引当金総額の適正な規模を決定する手順に多くの注意が払われる。この場合、主たる論点は、貸倒引当金総額が貸出ポートフォリオ全体から発生すると見込まれる損失をカバーするに十分な水準にあるか否かということである。これらの国においては、銀行の引当金総額またはその大部分が一般引当金であり、損失が特定した場合は早期に償却される。
41. その他の国では、個別貸出金のネット・ベースの簿価を判定する手順に第一義的な焦点が当てられており、主たる問いは、個別引当金がそれら個々の貸出金に係る既知かつ予想される損失を全てカバーするに足る水準にあるか否か、ということである。これらの国では、識別されているものの未だ確定されていない損失は、個別引当の実施によって認識されることが多い。これに対し、先に述べた国々ではこうした損失は恐らく償却されることになる²⁸。後者の国々の一部では、次のステップとして、未だ識別されていないものの存在が知られている潜在的な損失をカバーするため、一般引当金が追加的に計上される。
42. こうした相違点があるにも拘らず、貸倒引当金の計上に関する共通の健全な実務は以下に述べるようなものであるということが出来る。本指針は、a)

らの最善の利益を追求しつつ行う取引を意味する。

²⁸ 但し、後者の国々においても貸出は最終的に償却されることを銘記しておく必要がある。

各銀行の貸倒引当金を決定するプロセスの適切性、b) 貸倒引当金の総額の適切性、およびc) 判明した損失の個別引当または償却による適時の認識、の3点が、貸倒引当金の会計処理に影響を及ぼす事柄として監督当局の主要な関心事項であるべきことを強調している²⁹。

7) **銀行は、個別の貸出金または集散的に査定を行っている貸出金グループについて、期日を迎えた金額を全額約定通りに回収することができないことが確かになった場合、もしくは回収し得る合理的な保証が最早なくなった場合、減損を識別し、認識すべきである。減損は、引当または償却によって貸出金の簿価を引き下げるとともに、減損が発生した期の損益計算書に損失を計上することによって認識すべきである。**

43. 貸出金の減損を確実に適切なタイミングで認知するために、貸出金の与信の質は定期的に、特に年次および中間財務報告書の作成に際して、報告時点における経済その他の情勢等の全ての利用可能な情報を考慮のうえ、再審査されるべきである。報告日と報告日の間においても、貸出ポートフォリオの重大な部分に大幅な質の悪化が生じたことを示唆する有力な情報が存在する場合は、貸出金の減損について再審査すべきである。

44. 個別の貸出金または関連する貸出金グループの評価は、それぞれの借手の信用度や借手が属するグループの信用度に照らして行われるべきである。減損についての査定の主眼は、期日を迎えた金額の全額を約定通りに返済する借手の能力である。査定には、元利の回収可能性に影響を及ぼす評価時点での全ての要素が反映されているべきである。銀行の貸出金回収能力を評価する際に考慮すべき要素には、当該債務者の過去における返済実績、総合的な財政状態・資力、元利払履行余力、経営成績、純資産、および将来見通し、

²⁹ 既に述べた通り、監督当局の4番目の関心事項は適時で正確な信用リスクのディスクロージャーである。

財務的な責任能力を有する保証者から支援を得る可能性、取引の基礎となる担保の、稼動していて安定的なキャッシュフローおよび担保自体の価値により与えられている保証の性質と程度、および カントリー・リスク、が含まれよう。通常は、貸出金が減損しているか否かを判断するに当たって、例えば担保価値などひとつの要素のみを考慮するのでは不十分である。しかしながら、時間の経過と共に他の返済源が不十分となってくれば、こうした分析における担保価値の重要性は増してくる。

45. 経営陣は定期的に担保をモニターし、分析するためのプログラムを確立すべきであり、担保の価値は健全に評価されるべきである。例えば大口の商業不動産貸出の場合、担保物件のその時点の公正価値については、銀行の内部の者であれ外部の者であれ、十分な実務能力と経験を有する専門家から健全な評価を取得すべきである。経営陣は、個々の評価の前提と結論を吟味し、適時性と合理性を確保すべきである。通常、評価の前提は、当該担保物件やそれに類似する物件の現在の運用状況に基づいて立てられる。多くの監督当局は、さらに、合理的で無理なく支持し得る前提に基づいた当該不動産の長期的な収益力を、割引現在価値ベースで評価に加味することを期待する。担保に対する権利の確保、担保権の実行、担保の処分を困難にするような法制度の不備やその他の障害についても、考慮に入れられるべきである。

46. 期日を迎えた金額の全額を貸出契約の約定通りに返済する借手の能力に疑いを抱かせる状況がある場合は、必ず減損の認識が検討されるべきである。経営陣は、内部情報と外部情報の双方を活用すべきである。減損を示すものとしては、例えば次のようなものがある。

- ・借手の重大な財務上の困難に関する情報（例えば流動性やキャッシュフローの見通しで示される）

- ・ 契約の実際の不履行（例えば借手による元本や利息の支払の延滞）
- ・ 借手の倒産や他の財務上の更生の確実性の高さ（例えば信用格付会社による信用格付の引下げによって示されるようなもの）
- ・ 借手の財務上の困難に関連する経済的または法的理由による、他の状況においては考慮しないような貸手による借手への譲歩

47. 一般的に、貸出金の与信の質が悪化したことを示唆するひとつの要素となるのは、借手による当該貸出金の元利払いの期日における不履行である。出発点として、支払が約定に対して一定日数（例えば60日）以上延滞した貸出金は、一般に減損したものと看做されるべきである。こうした一定の日数は、貸出金の種類毎に、国内の支払に関する実務に照らして設定されるべきである。例外として、貸出金が完全に保全されており、かつ、回収努力により適当な期間内に元利の全額返済（延滞に対する完全な補償を含む）がなされることの合理的な見通しがある場合には、減損を認める必要はない³⁰。明らかに、重大な支払遅滞が発生しているか否かは、減損を判定する際に考慮すべき数多くの要素のひとつに過ぎない。甚だしい延滞が生じていない、あるいは全く延滞のない貸出金や当座貸越なども、与信の質の悪化の有無を確認するために再審査される必要がある³¹。特に注意しなければならないのは、借手が金利または元本について支払不履行に陥りかけているときに、銀行が追い貸しし、その当面の支払義務の履行を助けるといったケースである。こうした状況では、現時点での借手の支払能力は、当該貸出金を健全債権に分類することを必ずしも正当化し得ない。しかしながら、期日を迎えた元利の全額（当面の支払い義務の履行のための追い貸しに対する補償を含む）を、貸出契約

³⁰ 通常は、当該担保を直ちに市場で売却することができる場合のみ、こうした例外が認められる。さらに、前述のように、担保は定期的に再評価されるべきである。

³¹ 例えば、多額返済が満期に行われる貸出金の場合、借手の財政状態が大幅に悪化して完済の見込みがなくなれば、満期前であっても当該貸出が減損していることもあろう。

の約定通りに借手が返済し得る合理的な保証がある場合や、貸出金が全額保全されていてかつ回収努力によっても同じ結果を達成できる場合には、貸出金を減損に分類する必要はない。

48. 上記に述べたように、減損を示すものには、問題債権の条件変更も含まれる。すなわち、借手の財政状態の悪化やその他の財務上の困難によって貸手が借手に譲歩を与える場合である。問題債権の条件変更に含まれ得る譲歩としては、以下のものが挙げられるが、必ずしもこれだけに限定されるわけではない。

- ・当初合意された水準からの金利の引下げ、元本の削減等のかたちで条件が緩和されること。但し、同様のリスクの新規債務に付されるその時点の金利と同水準の表面金利で実行または更新された貸出は、条件変更問題債権には該当しない。
- ・当該貸出金の完済または部分的返済に代えて、借手から銀行に不動産、第三者に対する売掛債権、その他債権、借手の資本に対する持分が移転されること。

49. 条件変更には、元の借手を新しい債務者と入れ替えること、または新しい債務者を加えることも含まれ得る。

50. 約定金額を回収し得る合理的な見通しが失われた時点、または約定金額を回収できないことが確かになった時点を判定する際には、銀行経営陣の裁量が幾分働かざるを得ない。しかしながら、こうした裁量も、健全かつ適時の信用評価に基づき、第 4 章に述べた原則にしたがって行使され、かつ、第 4 章に概説する開示の対象とされるべきである。

8) **銀行は、減損債権を予想回収可能額により測定すべきである。**

51. 貸出金は、予想回収可能額が帳簿上の投資額以下に減損したことを反映するよう測定されるべきである。残高の大きい貸出金のみならず、実務的に可能であればそれ以外の貸出金も、個々の貸出金毎に再審査されるべきである。個々の貸出金に認められた与信の質の悪化は、個別引当金の計上または償却により、適時に最大限の認識がなされるべきである³²。したがって、減損が認定された個々の貸出金の簿価は、予想回収可能額まで切り下げられなければならない。予想回収可能額の算定に際しては、経済状態および借手の支払能力、個人による保証の法的実効性、保証人の履行能力、担保の時価、格付会社による格付等、全ての関連情報が勘案されるべきである。保証、担保、その他の二次的な弁済資金源による債権保全の評価に当たっては、それらの資金源から弁済を受けるための時間、費用、困難を考慮すべきである。多くの国では、担保および保証からの回収は問題含みであることが多い。

52. 個別の減損債権の予想回収可能額算定に当たって容認される方法とは以下のようなものである。

- ・ 予想される将来キャッシュフローを適切な金利（貸出原契約における実効金利³³）により割引いた現在価値。将来キャッシュフローの予想値は、合理的で無理なく支持し得る前提とシナリオに基づいた当該銀

³² 本ペーパーで議論されているとおり、貸出金がどの時点で償却されるかについての各国の実務は異なる。監督当局の視点からは、減損が個別引当金の計上または償却を通じて適時に認識されることが不可欠である。

³³ 例えば、貸出原契約における実効金利が10%固定（正味繰延手数料・費用はないと仮定）であって、これが借手の財務上の困難により5%固定に減額された場合、この条件変更問題債権の予想される将来キャッシュフローは、減損を測定するうえでは10%で割引かれる。本ペーパーは現行の市場金利で割引くよう提案はしない。なぜならそれは償却原価法と整合的でないからである。割引は、貨幣の時間的価値が重大である場合に行うのが適当である。したがって、短期の未収金のキャッシュフローを割引くことは、必ずしも必要ではなからう。

行の最善の予測であるべきである³⁴。

- ・担保に依存した貸出の場合には、担保の公正価値³⁵。貸出に付随する担保からのみ貸出金の返済がなされると見込まれる場合、当該貸出は担保に依存していることとなる。
- ・当該貸出金の予想回収可能額についての信頼性ある指標である場合には、観察可能な市場価格。

53. 銀行は、条件変更時点における全ての譲歩の費用を考慮に入れて、条件変更問題債権の予想回収可能額を測定すべきである。条件変更には、貸出金の部分的返済に代えて財産を受取ることも含まれる。この場合、当該貸出金の帳簿上の投資額は、受取った財産の公正価値から同財産を売却する際の費用を差し引いた額だけ減少する。

54. 消費者貸出のポートフォリオのように均質で小額の貸出金のグループについては、個々の借手の信用力を定期的に調査することが実務的に不可能であることが多い。そうした場合、減損の程度とそれに対応する引当・償却額は、ポートフォリオ・ベースで、延滞の分析、貸出金残高の経過日数、過去の損失実績、および現在の経済情勢やその他の関連する環境要因等を織り込んだ何らかの定式を適用することにより算定されるべきである。

55. 潜在的な損失の存在が知られているものの、未だ個々の貸出金にそれを結び付けることができていない場合は、一般引当金を計上すべきである。一般

³⁴ 但し、これは、個々の貸出のベースで減損額を算定することが実用的でない場合に、他の実用的な方法を用いて貸出金のグループ毎に減損額を算定することを排除するものではない。貸出金のグループに対する定式法は予想される将来キャッシュフローを明示的に割引くものではないにせよ、予想される将来キャッシュフローを実質的に割引く減損の測定に繋がるべきである。

³⁵ 担保を売却する際に発生すると見込まれる大口のコストも織り込むべきである。

引当金には、共通の性質が認められる貸出金のグループまたはプールの中に存在すると判断される減損に対する引当金が含まれる。一部の国では、全大口貸出金を個々に再審査することを含め、ポートフォリオの様々な構成要素を分析のうえポートフォリオに対して一般引当金を計上している。一般引当金は十分な個別引当金の繰入れや適切な償却の代替とはなり得ない。

56. 一般引当金は、個々の減損債権に損失が認定されるまでの暫定的ステップと看做されることが多い。個別債権における損失を認定すべき事象の発生を銀行が直ちに把握できるとは限らない。しかしながら、そうした事象の影響は、延滞の発生や、新たな財務諸表その他の情報の入手に伴って当該貸出金を分類すべき状態となることなどにより、妥当な期間内に顕在化するのが普通である。個々の減損債権に損失を認定し得る十分な情報を入手し次第、一般引当金は個別引当金（または償却）に振り替えられるべきである。

57. 一般引当金の水準を決定する際には、過去の経験、現在の経済情勢、およびその他の関連要素が考慮されるべきである。考慮すべき要素には、貸出方針、ポートフォリオの性質と規模、最近判明した減損債権の量と減損度合い、および信用の集中度が含まれる。

58. 一般引当金の水準の算定に際しては、以下に挙げるものを含め、幾つかの選択肢の中からひとつまたは複数の手法を用いるべきである。

- ・延滞の分析、貸出金残高の経過日数、過去の損失実績、現在の経済情勢、および他の関係する環境要因を織り込んだ定式を当該グループに適用
- ・遷移分析（migration analysis）³⁶

³⁶ 遷移分析は、貸出金の等級別に、分類貸出額に対する損失発生額の比率の変化を追跡する統計的手法である。通常、各等級の予想損失額は過去の損失発生率を用いて推計される。

- ・ 様々な統計的手法³⁷
- ・ 減損の発生を示唆する最近の事象や経済情勢の変化に対し、銀行が自らその影響を判断し、これに基づいてグループ内の減損を推計する手法

59. 銀行は、実績に照らして定期的に前提条件を見直すべきである。この見直しは、報告期間中を通して適宜実施されるべきである。
60. 統計的手法が全てのケースにおいて適切であるとは限らない。例えば、これらのアプローチを使いこなす能力のない銀行がこうしたアプローチを用いることは適切ではない。また、統計的手法の適切性、正確性、および信頼性は然るべく立証される必要がある。
61. 貸倒損失の推計に殆ど不可避免的に生じる誤差を、許容範囲内の予想損失でカバーするよう、引当金額の算定は健全かつ保守的に、ただし過度にならないように、行われるべきである。引当金額の推計は十分に文書化され、適切な根拠を持つべきである。
62. 期日を迎えた元利の全額を貸出契約の約定通りに回収する見込みができた場合にのみ、減損債権は正常債権のステータスに回復されるべきである。一般原則として、減損債権が正常債権に戻るのは、以下の場合である。

(a) 延滞されていた貸出金の元利が支払われ、期日を迎えた元利の何れ

経済情勢の変化や最近における貸倒損失のトレンドを織り込むための調整が必要となろう。貸出の等級に加え、地理的区分や貸出実施時期による区分等、他の要素も織り込むことができよう。

³⁷ 統計的手法には、比率分析や同類グループ分析が含まれる。しかしながら、銀行は、類似銀行との比較や特定の比率のみに依存して一般引当金額を決定すべきではない。比率分析については本章(c)に述べる。

も未払いとなっておらず、当該銀行が残りの契約上の元利も貸出契約の期日通りに返済されるものと見込んでいる。

(b) 借手が、契約上で期日の定められた元利の全額を、妥当な期間³⁸に亘って返済することを再開しており、残りの契約上の全ての元利も適時に回収可能と見込まれる。

(c) 当該貸出金がそれ以外の何らかの方法で確実に保全され、既に回収の過程にある。

63. 減損債権を正常債権のステータスに戻す場合に貸出金の最終的な回収可能性を判断するに当たっては、借手の過去の返済実績等の関連要素を考慮することを含め、借手の財政状態やその他返済見通しに影響する要素につき、十分に文書化された最新の信用評価により裏付けられるべきである。

(c) 引当金総額の適切性

- 9) **個別および一般引当金の総額は、貸出ポートフォリオから生じると推計される貸倒損失を吸収するに十分な水準であるべきである。**

64. 銀行は、引当金総額を貸出ポートフォリオから生じると見込まれる貸倒損失を吸収するに十分な水準に保つべきである。個別および一般引当金水準の適切性は、年次報告書および中間報告書の作成時、あるいは必要と認められればより頻繁に見直され、引当金総額が貸出ポートフォリオの回収可能性に係る最新の情報と整合的であることが確認されるべきである。引当金の計上に当たり、銀行は当期や将来の期において望ましい収益水準を達成するために貸倒損失を過少評価したり過大評価したりすべきではない。

³⁸ 一部の国では、借手が元利返済を再開したと認め得る妥当な期間は6か月とされている。

65. 予想貸倒損失額には、評価時点において貸出ポートフォリオの回収可能性に影響を及ぼす全ての主要な要素が反映されているべきである。引当金の適正水準を査定するに当たり、ある程度の主観は排除し得ない。しかしながら、経営陣の裁量にも、第 4 章に述べた考え方に沿って確立された方針と手順が適用されるべきである。査定は、時間を通じて一貫性のある手法により、客観的な規準にしたがって系統的に行われ、適切に記録されるべきである。

66. 引当金総額を決定する手法は、貸倒損失の適時の認識を確保するものでなければならない。銀行が過去の貸倒実績や最近における貸倒損失のトレンドを分析の出発点とすることは合理的であるが、これらの要因のみでは、引当金総額の適正水準を決定するためのベースとして充分とはいえない。銀行のポートフォリオから生じる損失が過去の実績から乖離する原因となると思われるその時点での要素があれば、経営陣はそうした要素をも考慮に入れるべきである。そうした要素には以下の事象が含まれる。

- ・ 貸出に係る方針や手順の変化（与信審査基準³⁹、集金・償却・回収に係る実務等）
- ・ 国外、国内および地域の経済・景気情勢や動向の変化（各種市場の現状等）
- ・ 延滞・不芳分類債権⁴⁰のトレンド・量・程度、および、減損債権・条件変更問題債権・その他内容が緩和された債権の量的トレンド
- ・ 与信の集中の有無とその影響、集中度の変化
- ・ 競争や法律上・監督上の規制など、外的な要因が銀行の現有ポート

³⁹ 銀行の一般的な与信方針は、典型的には、当該銀行の与信承認プロセスを方向づけ、リスクの望ましい水準を保つような、より詳細な与信審査基準、指針、手続によって補完される。例えば与信審査基準では、顧客規模基準、償却要件、満期基準、担保カバー、担保価値評価、保証者基準が詳述されるだろう。

⁴⁰ 与信分類または与信格付システムは、損失の危険度に応じて全ての貸出を分類する。

フォリオの予想貸倒損失の水準に与える影響

・ポートフォリオ全体のリスク・プロファイルの変化

67. 経営陣がこれらの要素に基づき引当の推計金額を加減する際は、過去の貸倒実績の決定要因が変化した場合にどのような影響が予想されるかを明確に文書化すべきである。

68. 比率分析により、引当金総額と延滞債権・減損債権・総貸出金額等様々な計数との関係が（他の銀行あるいは時間の推移の中で比較）どのような乖離傾向にあるかを明らかにすることは、引当金総額の妥当性を判断するための補完的な確認または分析手段として有用かもしれない。こうした比較は、引当金の額の適切性を判断するための有用な基準とはなり得るが、それのみでは引当金総額の適切性を断定するための根拠として充分とはいえない。特に、貸出ポートフォリオや、その回収可能性に影響を及ぼす諸要因を総合的に分析する必要性は、こうした比較を行ったとしてもなくなることはない。

(d) 収益の認識

10) **銀行は、減損していない貸出金からの利息収入は、実効金利法により発生主義で認識すべきである。**

69. 減損していない貸出金の金利収入は、現金ベースや満期ベースではなく、実効金利方式を用いて利回りを一定として発生ベースで損益計算書に認識されるべきである。実効金利は、貸出残存期間中の契約上のキャッシュフローを当該貸出金の取得原価と同額とするよう割引くための割引率である⁴¹。金利

⁴¹ 通常、当該銀行が実施した貸出（ディスカウントやプレミアムを伴わないもの）の実効金利は、正味繰延手数料・費用の影響を調整後の約定金利に等しい。

収入は、帳簿上の投資額に実効金利を適用することにより貸出残存期間中の各期に配分され、帳簿上の投資額の利回りは各期とも一定に報告される。したがって実効金利法においては、利子には、貸出金の取得原価と償還額の間ディスカウントまたはプレミアムの償却額、および貸出の手数料と経費の償却額が算入される。

11) **銀行は、貸出金に減損が認められる場合は、契約条件にしたがった未収利息の資産計上は中止すべきである。**

70. 第 章 (b) で議論したように、減損債権は予想回収可能額で測定されるべきである。減損債権に係る貸出金の利息は、貸出金の元利回収に疑義がある限り純益に加えられるべきではない。したがって、銀行は減損債権について、当初の契約条件にしたがった未収利息の計上を純益に反映することを中止すべきである⁴²。以前に計上した未収利息で未回収となっているものは、当該額を償却するか、あるいは貸出金残高に加算のうえこれに対して適切な個別引当金を計上すべきである。一部の国においては、減損債権の簿価が予想される将来キャッシュフローの現在価値となっている場合には、原貸出契約に内在する実効金利に基づいて更新された現在価値を反映するために未収利息を計上し、純益の一部として報告することができる。現在価値法を採用しているが、最新の現在価値を反映させるための未収利息計上を行っていない金融機関は、損益計算書で報告される引当金調整額に、現在価値の変動分を算入することができる。

71. 減損債権の帳簿上の投資額から個別引当金額を差し引いた金額が妥当な期

⁴² 一部の国では、法または規制の定めにより、銀行は債務者に対する返済請求権を保護するために、または二重計上禁止規定を遵守するために、当初の約定に沿って減損債権の未収利息を財務諸表に計上しなければならない。こうした未収利息の計上が収益に与える影響を除去するために、一般的には対応する個別引当金が計上され、金利収入を相殺する形で損失が計上される。

間内に全額回収し得ることが見込まれる場合、未収利息の計上を中止している当該貸出金に対して支払われる利息は、法律、規制、または監督上の規則により禁じられていない限り、一部または全面的に現金主義で計上することができる⁴³。

72. 銀行が一旦未収利息の計上を中止した貸出金は、第 4 章 (b) で議論したように、貸出金が正常債権のステイタスを回復した場合にのみ未収利息の計上の再開がなされるべきである。ただし、(1) 当該貸出が正式に条件変更されている場合 (後述)、(2) 当該貸出がその与信の質に応じて割引いて取得されたものであり、回収可能と見込まれる割引部分が健全な会計原則にしたがって簿価に加算される場合、はその限りではない。

73. 条件変更が行われ、緩和された約定にしたがった返済・履行が確実となった減損債権については、未収利息の計上を再開することもある。借手の状態や元利払履行能力が相対的に改善したと考える状況は、借手が相当額の確実な販売・リース・賃貸契約を獲得したり、その他の展開によって借手のキャッシュフロー、元利払履行能力、および返済意欲の大幅な改善が見込まれたりする場合等である。また、緩和された約定にしたがって、妥当な期間に亘って返済実績が示されていることは、緩和された貸出約定にしたがって返済等が履行される合理的な材料が得られたと判断し得る有力な要素である。

74. 利息収入を現金主義で報告する場合や貸出金の未収利息の計上を再開する場合に、貸出金の最終的な回収可能性を判断するに当たっては、借手の過去の返済実績等の関連要素を考慮することを含め、借手の財政状態やその他返済見通しに影響する要素につき、十分に文書化された最新の信用評価により支

⁴³ 一部の国では、減損債権から生じる支払を利払いとすべきか元本の返済とすべきかが、法律や規制により定められている。

持されるべきである。

パブリック・ディスクロージャー

75. 各国の銀行が貸出金の会計処理に際して用いる手法、ならびに各国の銀行経営陣に与えられている裁量の度合に違いがあるため、銀行が適切な開示を行うことがより一層重要となる⁴⁴。貸出金に係る開示のあり方は、本ペーパーで示される貸出金の認識および測定に係る原則に明確に結びついているべきである。本章では、銀行の貸出業務や貸出ポートフォリオの信用リスクに焦点を当てて、本ペーパーの他の章で提示された会計処理の指針を補完するものとして、開示の指針を提示する。ここに述べる提言は、バーゼル委員会のペーパー「銀行の透明性の向上について」とその方向性を一にしている。
76. 銀行の財務報告書の利用者は、銀行の信用リスク・エクスポージャーとリスク管理実務、貸出ポートフォリオの質と収益性、および、損失の発生による銀行の財政状態と経営成績への影響についての情報を求めている。各銀行それぞれの開示の方法は、以下で述べる重要性の原則に則して、業務の水準や種類に応じ範囲や内容において異なるとしても、全ての銀行は、その財務報告書の利用者に、当行の信用リスク・プロファイルの正確な全体像をもたらすタイムリーな情報を提供すべきである。
77. 最低限の要件として、バーゼル委員会は、貸出ポートフォリオ⁴⁵中の信用リスクに関し、全ての銀行が明確かつ簡潔な情報を年次財務報告書で提供すべき以下の4つの分野を特定した。

⁴⁴ 例えば、同様の状況において、ある国では償却を用い、ある国では個別引当金を用いるため、各国の銀行を比較することはかなり難しくなっている。償却を用いる度合の大きい国では、個別引当金を用いる国に比して、貸出ポートフォリオ（及び引当金総額）に対する減損債権の比率はるかに低くなる傾向がある。

⁴⁵ バーゼル委員会のペーパー「信用リスクのディスクロージャーに関する最善の実務」にも示されるように、銀行は信用リスク・プロファイルに関する透明性を向上させるために、収益についての情報も開示すべきである。

- ・ 会計方針と実務
- ・ 信用リスク管理
- ・ 信用エクスポージャー（貸出金の種類、国内向け・国外向けの別、担保付貸出、無保証貸出についての情報を含む）
- ・ 与信の質（延滞・減損債権、期中の与信の質の変化、引当金額の変化についての情報を含む）

78. バーゼル委員会は、上記に掲げる4つの分野は、全ての銀行に適用される最低限の開示であると考えている。当委員会は、全ての銀行が、まだ実施していないのであればこれらを直ちに採用することを期待する。本ペーパーで示される開示の指針は、1999年7月に公表されたバーゼル委員会の市中協議ペーパー「信用リスクのディスクロージャーに関する最善の実務」に示された信用リスク情報に関するより包括的な指針と大筋において整合的である。そこで示された指針は、貸出業務のみならず、トレーディング、投資、流動性/資金調達管理、資産管理業務等、他の発生源における信用リスクをも取扱って、本ペーパーの提言を補完している。以下に述べる詳細な開示指針は、企業秘密に係る情報、顧客やリスク管理実務についての守秘義務契約の対象となる情報を開示することを要求するものではない。

12) **銀行の年次報告書における開示は、重要性の概念に基づき銀行業務の規模や特性に適合すべきである。**

79. 本セクションで述べる開示に係る全ての健全な実務は、（第 章に述べた）重要性の原則に即して適用されるべきである。したがって、以下の提言に含まれる開示項目の何れかが当該銀行を査定する際に意味を持たない場合には、必ずしも全ての項目について開示を行う必要はない。一方、資本市場に対する依存度が高い、あるいは貸出ポートフォリオにおけるリスクが大きい銀行、

および、国際業務、債権売却、信用リスク・ヘッジ業務に深く関与しているなど業務内容の複雑な大規模銀行は、概して、より広範な開示を期待されている。

80. 銀行は、監査対象となる財務諸表、すなわち基本財務諸表と注記に、可能な限り以下に示す情報の多くを提供するよう促される。特に、会計方針の開示は、財務報告書中の監査対象部分に含まれているべきである。当該銀行が信用リスクに対して採用しているリスク管理・統制の方針と実務は、財務報告書中の監査対象外の部分、例えば経営方針の説明や分析の部分に開示されてもよい。

(a) 会計方針と実務

- 13) **銀行は、貸出金を会計処理するために使用している会計方針、実務、および手法に関する情報を開示すべきである。**
81. 銀行は、貸出金および貸出金の減損（それらの会計方針の変更の影響の会計処理を含む）の会計処理に関する方針、実務、並びにそれらの方針を適用する際に用いている手法について、情報を提供すべきである。銀行は、以下の諸点に係る方針について情報の開示を行うべきである：減損していない貸出金の当初認識時およびそれ以後における測定のベース；利息の認識や手数料・費用の取扱い等、減損していない貸出金に係る収益の認識（例：実効金利法）；貸出金の減損を認識する方法と時期、および減損債権の測定のベース；会計上および開示上、貸出金の延滞が判定される時期（必要に応じ、延滞日数）；貸出金償却のベース；回収金の会計処理；貸出金の未収利息計上の上中止を決定する時期；減損債権からの収益の認識方法（金利の認識を含む）。

82. 上記のリストは全てを網羅している訳ではない。例えば、以下の項目または状況については、会計方針を別途開示する必要があり得る：カントリー・リスクに対する引当金；証券化取引（証券化された貸出金に引続き財務上の利害を有する場合、またはそれ以外のかたちで貸出金の証券化に関わっている場合）；第三者から取得した貸出金のディスカウントおよびプレミアム；貸出金の測定に影響を及ぼすヘッジ関係；貸借対照表上の債権の表示に影響を及ぼすネットティングおよび相殺契約；売却目的で保有している貸出金（該当項目がある場合）。

14) **銀行は、個別および一般引当金額を決定する際に用いる会計方針と手法に関する情報を開示し、用いている主要な前提について説明すべきである。**

83. 銀行は、個別引当金額、および少額貸出金のグループに対する引当金を含む一般引当金の金額を決定する際に用いる会計方針・手法を説明すべきである。このような情報は、引当金の種類に関する記述、並びにデフォルト確率および種々のカテゴリーの貸出金における過去のデフォルト実績、現在の状況、ポートフォリオ構成の変化、延滞や回収のトレンド等の点をどのように勘案したかなど、引当金額を決定する際の基本的な前提を含むべきである。さらに、信用集中の有無と影響、集中度の変化、借手の事業環境の変化、与信方針や手順の変化（与信審査基準、集金・回収実務等）など、上記以外に関係する要素があれば、それらについても情報を開示すべきである。

(b) 信用リスク管理

15) **銀行は、信用リスクの管理とコントロールについての方針と実務に関する定性的情報を開示すべきである。**

84. 銀行は、貸出ポートフォリオの信用リスクを管理・統制するに当たっての戦

略、目標、実務についての情報を開示すべきである⁴⁶。こうした開示は、信用リスク管理のための組織構成（例：信用委員会）についての適切な情報によって補完されるべきである。開示には、信用リスクを緩和するために当該銀行が行っているリスク管理・統制の方針と実務に関わりのある情報が含まれているべきである。開示を要する方針と実務には以下のものが含まれる：担保・保証の徴求；貸出金および担保の定期的見直し；信用リスク分類システム（貸出金の格付システム）；与信の質の内部審査；延滞貸出のモニタリング；エクスポージャーの制限・統制；法的有効性のあるネットティング取極によるエクスポージャーの削減；クレジット・デリバティブや信用保険の利用（銀行による損失の認識・測定にこれらの金融商品が与える影響を含む）。

（c）信用エクスポージャー

16) **銀行は、主要な借手カテゴリー別に貸出金についての情報を開示すべきである。**

85. 銀行は、借手を意味のある分類にしたがって区分することにより（例：商業貸出、消費者貸出、関係者貸出）、貸出ポートフォリオの構成に関する情報を開示すべきである。完全な認識を得るため、この数値情報は銀行のリスク管理方針の開示の文脈において表示されるべきであり、とりわけヘッジ、担保の活用、相殺取引のネットティングなどのリスク削減手法の効果は明示的に示されるべきである。

86. 商業貸出は、主要産業部門別に開示されるべきである（例：不動産、鉱業）。

⁴⁶ 銀行は様々な業務（貸出、トレーディング、投資業務等）から発生する信用リスクに晒されているため、貸出ポートフォリオに係るリスク管理・統制方針は、総合的なリスク管理・統制の方針と実務の一部として開示することが適当であるかも知れない。

87. また、貸出金の種類別（抵当貸出、クレジットカード・ローン、ファイナンス・リース等）、担保の種類別（住宅用不動産、商業用不動産、政府保証、無担保等）、与信の質毎（内部・外部格付等）の貸出ポートフォリオの構成についても、概要情報を提供すべきかも知れない。

17) **銀行は、地域別に貸出金の分布状況についての情報を開示すべきである。**

88. 銀行は、国内貸出金と海外貸出金等の、貸出金の地域別分布に関する概要情報を開示すべきである。さらに、（重要性の原則に則って）国内および海外貸出金額を主要地域に分類し、ソブリン貸出は別途明示すべきである。地域は個別の国、国のグループ、または国の中の地域を含むかもしれない。また、銀行は貸出金をどのようにして地域に割当てたか（例、借手の所在地）についても開示すべきである。

18) **銀行は、信用リスクの大幅な集中についての情報を開示すべきである。**

89. 銀行は、集中度の判定基準・手法、「大幅な」集中の定義、および、集中の根拠となるそれぞれのグループに共通の特徴と、エクスポージャーの大きさを開示すべきである。これらの開示は、守秘義務上の要請に合致する方法で行われるべきである。信用リスクの重大な集中は、個別の借手、互いに関係する複数の借手もしくはグループを成している借手、特定の経済部門、および特定の国や地域に対して発生し得る。特に、信用リスクの面で同様の性格を有し、経済情勢等の変化により同様の影響を被ると思われる貸出金は、例えば特定の産業部門として分類するなどの方法でグループ化される。

19) **銀行は、求償取極 (recourse arrangements) に基づいて負っている契約上の義務、および同取極の下で見込まれる損失に関する概要情報を開示すべ**

きである。

90. 銀行は、求償取引についての情報を開示すべきである。求償取引とは、貸出金売却後も、借手がデフォルトした場合、あるいは、その他の契約上もしくは暗黙の義務を履行しなかった場合に支払いを行う責任を保持する取引のことを指し、銀行が保証を付して第三者に貸出金を売却するケースなどがこれに該当する。開示には、求償取極の条件や同取極の下で見込まれる損失に関する概要情報を含むべきである。こうした取極は銀行を多大なリスクに晒す可能性があるにも拘わらず、貸借対照表上には認識されていないことが多い。

(d) 与信の質

20) **銀行は、主要な借手カテゴリー別に減損債権、延滞債権、およびそれぞれのカテゴリーに対して計上している個別・一般引当金の額を開示すべきである。**

91. 銀行は、主要な借手のカテゴリーの内訳を含め、減損債権、延滞債権、引当金についての包括的な情報を提供すべきである。主要な借手のカテゴリー毎に⁴⁷、および貸出ポートフォリオ全体について、それぞれ以下の開示が行われるべきである：引当前および引当後の総貸出金額；別途、延滞貸出金（例：90 日以上）⁴⁸を示したうえでの減損債権の総額；延滞非減損債権額（例：90 日以上）；個別引当金額；一般引当金額

92. 一般引当金に借手の主要カテゴリーに配分されていない部分がある場合、

⁴⁷ 銀行が関連企業に貸出を行っている場合は、そのような貸出の性質及び残高を開示すべきである。

⁴⁸ 銀行は、「延滞」の定義を開示すべきである。銀行は、延滞貸出の延滞日数別内訳を示すことを奨励される（30～89 日、90～179 日、180 日以上）。

当該部分の額は別途開示されるべきである⁴⁹。銀行は、貸出ポートフォリオの与信の質が悪化しているか否かを示す有用な指標をこの他にも開示することを奨励される。

21) **銀行は、減損・延滞債権の、地域別情報、および実務的に可能であればそれらに関連する個別・一般引当金の額を開示すべきである。**

93. 地域別の減損債権、延滞債権の額に関する情報もまた、開示されるべきである。可能であれば、銀行はそれぞれの地域に関連する個別・一般引当金の額についても開示すべきである。一般引当金に地域に配分されていない部分がある場合、当該部分の額は別途開示されるべきである

22) **銀行は、貸出金の減損に対する引当金の変動要因を開示すべきである。**

94. 銀行は、報告期間中の引当金の変動に係る詳細（“ continuity schedule ”）を、個別引当金、一般引当金それぞれについて開示すべきである。開示すべき情報には以下のものが含まれる：引当金の種類の説明；期初の引当金残高；期中における引当金の取崩しに対する償却額；当期以前に償却した貸出金からの当期中の回収に伴い、繰戻された引当金の額；当期中の予想貸倒損失に対する引当金繰入額（または取崩額）；引当金間の振替を含め、引当金残高に対するその他の調整（例：為替変動、事業合併・取得、子会社の売却）；期末の引当金残高。損益計算書に直接計上された償却および回収についても開示されるべきである。

23) **銀行は、与信の質が低下したために、原契約に基づく未収利息の資産計上**

⁴⁹ 引当金全体の水準を決定するに当たり、銀行がポートフォリオ・モデリング手法を用いている場合は、内訳を示すことは不可能であろう。その場合には、モデリング手法の使用法及び主要な前提についての追加的な情報が開示されるべきである。

を中止した貸出金の残高を開示すべきである。

95. 銀行は、引当金控除後の未収利息不計上貸出金の残高⁵⁰、および、未収利息の資産不計上が損益計算書に及ぼす影響に係る情報を開示すべきである⁵¹。

24) **銀行は、当年中に条件変更された問題債権に関する概要情報を開示すべきである。**

96. 銀行は、条件変更問題債権に対して当期中に行った譲与・譲歩の規模および性質に係る総合的な情報を開示すべきである。条件変更債権の簿価の減少額を測定する際に用いた算定手法も開示されるべきである。

⁵⁰ 第 章 (d) に述べたとおり、一部の国の銀行は、減損債権の未収利息を資産計上したうえで、計上した未収利息の全額に対し特別引当金を計上する。

⁵¹ 銀行が減損債権について、未収利息を計上している場合は (すなわち、当初の貸出条件よりも少ない額を)、当該行は現金の入金がない期間の未収利息の計上額を開示すべきである。

・ 監督当局の役割

25) **銀行監督当局は、貸出金の質の査定に係る銀行の方針と実務の有効性を評価すべきである。**

97. 監督当局は以下の点を確認すべきである。

- ・ 銀行が用いている貸出金の再審査システムが、与信の質に問題のある貸出金を適時に識別・分類・モニター・処理するという点において十分な質を備えていること
- ・ 取締役会および上級管理職に、貸出ポートフォリオの与信の質および関連する引当についての適切な情報が定期的かつ適時に供給されていること
- ・ 経営陣の裁量が適切な方法で行使され、その内容が合理的であり、かつ第 4 章に述べた注意事項が尊重されていること

98. 監督当局は、上記の評価を行うに当たり、定期的な監督上の報告または実地検査・考査を通じて、公に開示されていない情報を収集することもある。

26) **銀行監督当局は、銀行が諸種の引当金を算出する際に用いている手法が、適切な方針と手続によって、合理的でしかも十分に慎重な測定結果を適時にもたらしていることを確認すべきである。**

99. 監督当局は以下の点を確認すべきである。

- ・ 銀行が個々の貸出金に対する引当金を計上する際に用いている手順が健全なものであり、かつ、担保の評価額の更新や現時点の経済状況の分析に基づいたキャッシュフローの見通しを含め、本ペーパーに述べた規準を考慮に入れていること

- ・一般引当金を計上するための枠組が適切であり、用いられている手法が合理的であること
- ・経営陣が貸倒引当金の総額を決定する際のプロセスが適切であり、そこで経営陣が用いている前提や判断が妥当であること
- ・貸倒引当金の総額が貸出ポートフォリオの信用リスク・エクスポージャー総額に対して充分であること
- ・判明した損失が個別引当金の繰入れまたは償却を通じて適時かつ適切な方法で認識されていること
- ・銀行の会計原則と実務が本ペーパーに概説されているものと整合的であること

新たな論点

(a) 公正価値会計と情報開示

(i) 公正価値会計

100. 主導的な会計基準設定主体は、現在、金融商品の会計において、より多くの公正価値を使用する方向に向かった場合の利害得失を検討している。特に、IASC と幾つかの会計基準設定主体は、金融資産と金融負債に対する包括的な公正価値会計の導入を展望した共同プロジェクトを進めている。
101. 公正価値の推計に当たり、健全でバランスのとれた基準が存在しない場合、特に（貸出金について多くの場合にそうであるように）活発な市場が存在しない場合には、公正価値モデルの使用は財務諸表上の価値の信頼性を低下させ、収益と資本の評価の変動を高めることになりかねない。
102. バーゼル委員会は、公正価値会計を採用することが可能な場合、例えばトレーディング目的で保有している金融商品の会計処理などに際しては、このアプローチを用いることが適当であると考える。しかしながら、本会計システムを銀行の全ての金融資産・負債に適用するに先立って、公正価値の推計および同価値の調整に係る適切な指針を提供するため更なる作業を行う必要がある。公正価値アプローチの目的は多くの点において望ましいものの、バーゼル委員会としては、現時点においては、貸借対照表と損益計算書に全面的に公正価値会計を適用することについては、強い留保を表明する。

(i i) 公正価値の開示

103. バーゼル委員会は、公正価値会計の全面適用に代わるアプローチとして、主要市場参加者の開示義務を拡大し、補足的開示として、量的・質的情報とともに金融商品の公正価値を連結ベースで示すことを求めるという方法があると考えます。金融商品について公正価値に係る情報が追加的に開示されることになれば、情報の作成者側にとっては情報の様々な表示方法を試すための、また情報の利用者側にとっては関係する数字の大きさや動きをより深く理解するための助けとなるという点で有益であろう。

104. バーゼル委員会メンバー国の一部においては、銀行およびその他の企業に対し、貸出ポートフォリオを含む金融商品の公正価値を開示することが義務付けられている。こうした要請は IASC の会計基準にも打ち出されている(IAS 第 30 号<IAS 第 39 号により修正>、IAS 第 32 号)。公正価値の追加的開示を行う銀行は、公正価値の決定に用いられている手法、および推計に用いられている主要な仮定を開示すべきであり、さらに、公正価値の推計に関わる論点について述べることを奨励される。

(b) 信用リスクに対する引当の新たなアプローチ

105. 多くの銀行は、貸出ポートフォリオの信用リスクを識別し、監視するために用いられる内部信用格付・分類システムを実用化している。これらのシステムは、銀行による貸倒引当金の適切性の評価においても、重要な役割を担い得る。バーゼル委員会は、銀行組織の内部格付システムを調査しており、銀行のリスク管理や与信審査のプロセスにおける新たな実務や、これらのシステムの利用状況についても検討する予定である。

106. 一部の銀行は、信用リスクのモデリング技術を用いて貸出金に対する引当を行うアプローチを模索している。こうした技術の下で、銀行は従来より長い期間を対象として信用リスク・エクスポージャーを測定しようとしており、このアプローチを用いた場合には、引当のタイミングが相対的に早くなる可能性がある。こうした貸倒引当金は、過去の損失実績やその他の要因を統計的に分析し、その結果に照らして各銀行が将来の損失発生について見通しを立てることによって計上される。用いられる統計的技術は、銀行が信用リスク管理用またはプライシング用に用いている技術に類似したものとなる可能性がある。

107. バーゼル委員会は、より一般的に信用リスク・モデルの分野において、銀行業界の実情を調査してきた⁵²。当委員会は、信用リスクのモデリング技術の進歩に伴い、国際的に活動する銀行が貸倒引当金総額の適切性を判断・査定する手法も変わってくる可能性があることを認識している。監督上の視点に立てば、会計原則は、銀行の財政状態、経営成績、およびリスク管理行動を公正かつ実態に則して捉える統計的手法の適切な使用を受け入れられるものであることが望ましい。したがって当委員会は、本件の展開とそれに伴う論点を注視し、それが貸倒引当金の質を高めるものであるか否かを判断する所存であり、また、こうした引当手法の進歩に応じて、その使用に係るさらなる指針を提供する可能性もある。

⁵² 1999年4月に、バーゼル委員会は「信用リスク・モデル：現状とその活用」というペーパーを公表した。このペーパーは信用リスク・モデルの現行の実務と問題点について記述し、監督上・規制上の目的で信用リスク・モデルを用いることの意味及び限界について評価を行っている。

対照表：国際会計基準

本ペーパーで提示された健全な実務の指針と、国際会計基準委員会（IASC）より発出された国際会計基準（IAS）とを読者が比較する際の助けとして、下記の表においてはそれらの2つの提言が対比されている。

本ペーパーにおける健全な実務	国際会計基準 (IAS)
1) 銀行は健全な信用リスク管理システムを採用すべきである。	
2) 減損の認識と測定に係る経営陣の判断は、一貫性・健全性といった原則を反映し、文書化された方針と手順に則って行われるべきである。	
3) 会計処理の方針・手続きの選択・実施は、基本的会計概念に従うべきである。	IAS 1.20 フレームワーク
4) 銀行は、自ら実施した貸出であれ購入した貸出であれ、当該貸出の契約規定の当事者となった時点では常に、そしてその時点でのみ、貸借対照表上にこれを認識すべきである。	IAS 39.27
5) 銀行は、貸出（または貸出の一部）を構成する契約上の権利に対する支配力を失った場合には常に、そしてその場合にのみ、該当する貸出金（または貸出金の一部）を貸借対照表から取り外すべきである。銀行がこのような支配を失うのは、契約に定められた受益権を実現した場合、権利が失効した場合、あるいはこれらの権利を手放した場合である。	IAS 39.35
6) 銀行は、当初は貸出金を原価で測定すべきである。	IAS 39.66
7) 銀行は、個別の貸出金または集散的に査定を行っている貸出金グループについて、期日を迎えた金額を全額約定通りに回収することができないことが確かになった場合、もしくは回収し得る合理的な保証が最早なくなった場合、減損を識別し、認識すべきである。減損は、引当または償却によって貸出金の簿価を引き下げるとともに、減損が発生した期の損益計算書に損失を計上することによって認識すべきである。	(IAS 39.109 IAS 39.111)

本ペーパーにおける健全な実務	国際会計基準 (IAS)
8) 銀行は、減損債権を予想回収可能額により測定すべきである。	(IAS 39.111)
9) 個別および一般引当金の総額は、貸出ポートフォリオから生じると推計される貸倒損失を吸収するに十分な水準であるべきである。	
10) 銀行は、減損していない貸出金からの利息収入は、実効金利法により発生主義で認識すべきである。	IAS 18.30 IAS 39.73
11) 銀行は、貸出金に減損が認められる場合は、契約条件にしたがった未収利息の資産計上は中止すべきである。	(IAS 39.116)
12) 銀行の年次報告書における開示は、重要性の概念に基づき銀行業務の規模や特性に適合すべきである。	IAS 1.29 IAS 30 フレームワーク
13) 銀行は、貸出金を会計処理するために使用している会計方針、実務、および手法に関する情報を開示すべきである。	IAS 1.97 IAS 30.43 IAS 32.47
14) 銀行は、個別および一般引当金額を決定する際に用いる会計方針と手法に関する情報を開示し、用いている主要な前提について説明すべきである。	IAS 1.97 IAS 30.43 IAS 32.47
15) 銀行は、信用リスクの管理とコントロールについての方針と実務に関する定性的情報を開示すべきである。	IAS 32.43A (IAS 39 により修正)
16) 銀行は、主要な借手カテゴリー別に貸出金についての情報を開示すべきである。	
17) 銀行は、地域別に貸出金の分布状況についての情報を開示すべきである。	(IAS 14)
18) 銀行は、信用リスクの大幅な集中についての情報を開示すべきである。	IAS 32.66 (b) IAS 30.40
19) 銀行は、求償取極 (recourse arrangements) に基づいて負っている契約上の義務、および同取極の下で見込まれる損失に関する概要情報を開示すべきである。	(IAS 30.26 IAS 37.86)
20) 銀行は、主要な借手カテゴリー別に減損債権、延滞債権、およびそれぞれのカテゴリーに対して計上している個別・一般引当金の額を開示すべきである。	(IAS 30.43 (c))
本ペーパーにおける健全な実務	国際会計基準 (IAS)

21) 銀行は、減損・延滞債権の、地域別情報、および実務的に可能であればそれらに関連する個別・一般引当金の額を開示すべきである。	
22) 銀行は、貸出金の減損に対する引当金の変動要因を開示すべきである。	IAS 30.43 (b)
23) 銀行は、与信の質が低下したために、原契約に基づく未収利息の資産計上を中止した貸出金の残高を開示すべきである。	IAS 30.43 (d)
24) 銀行は、当年中に条件変更された問題債権に関する概要情報を開示すべきである。	
25) 銀行監督当局は、貸出金の質の査定に係る銀行の方針と実務の有効性を評価すべきである。	
26) 銀行監督当局は、銀行が諸種の引当金を算出する際に用いている手法が、適切な方針と手続によって、合理的でしかも十分に慎重な測定結果を適時にもたらしていることを確認すべきである。	